

## 第13章 第一審簡易手続

### 第一節 簡易手続概説

#### 一 簡易手続の意義

中国の民事訴訟における簡易手続には、訴訟簡易手続と非訟簡易手続があるところ、通常は前者を意味し、それはさらに簡易手続（狭義）と少額訴訟手続を含んでいる。簡易手続（狭義）と少額訴訟手続は、通常手続の付属手続ではなく、通常手続と並んで存在する独立の手続であり、中国民事訴訟法は、第12章「第一審通常手続」とは別個に第13章「簡易手続」（157～163条）を定め、その中に少額訴訟手続の規定を置いている（162条<sup>1)</sup>。

簡易手続（狭義）は、基層人民法院およびその法廷が、審理事実が明らかであり、権利義務関係が明確であり、争いが大きくない単純な民事事件を審査する上で適用する手続である。ここに「簡易」とは通常手続と相対する概念であり、訴え提起の手続、当事者の呼出方式、審理手続および審理期間等の面でいずれも簡略化が図られていることから、一種の簡略化された通常手続ということもできる<sup>2)</sup>。

中国民事訴訟法が簡易手続を規定する意義については、一般に1) 当事者によ

---

1) 簡易手続は、歴史的には革命根拠地・解放区で行われた、簡易軽便な司法を發展させたものであり、領土が広大で人口も多く、多くの地域は交通の便が悪いのに基層法院の管轄範囲が広く、裁判官も少ないにもかかわらず、民事事件が大幅に増加しているという中国の実情に対応したものである（小嶋明美『現代中国の民事裁判』（成文堂・2006年）187頁参照）。1982年3月「民事訴訟法（試行）」第11章「簡易手続」に4ヶ条、1991年4月「民事訴訟法」第13章に5ヶ条が規定され、簡易手続適用事件の増加に伴い2003年9月には最高人民法院「簡易手続規定」が發布されていた。

2) 全国人民代表大会常务委员会法制工作委员会民法室編『中华人民共和国民事訴訟法〔2012年修訂版〕』（北京大学出版社・2012年）261～262頁参照。

る訴訟追行の便宜、および2) 人民法院による裁判活動の便宜という「二つの面での便宜の原則〔两便原則〕」に体现していると説明される。

1) 当事者による訴訟追行の便宜は、中国は国土が广大で人口も多く、各地のインフラ・経済の発展水準も一様でないため、広く人民大衆に訴訟による紛争解決を提供するには一定の困難を伴うところ、訴訟効率の高さと費用の相当性を特徴とする簡易手続の適用によって上述の困難を一定程度克服し、人民の紛争解決に便宜、特に訴訟コストの減少と迅速な解決によって当事者の合法的權益をよりよく保護することができる。

2) 人民法院による裁判活動の便宜については、経済社会の発展と権利意識の強化に伴い、中国では民事事件の件数が年々増加しているところ、うち相当の部分は比較的簡単な民事事件である。人民法院の裁判官の陣容は拡大されているものの、日々増加する事件に比し、裁判官数は依然として十分でない。そこで簡易手続の適用により、人民法院の事件処理効率を高め、かつ人民法院の業務上のプレッシャーを減じ、大規模事件や複雑な事件の審理に対してより多くの精力を投入して司法資源の有効利用が可能となり、人民法院全体の事件処理の質・量を高めることができる<sup>3)</sup>。

## 二 簡易手続の特徴

通常手続との比較において、簡易手続は主に以下のような特徴を有する。すなわち、1) 訴え提起方式の簡便、2) 受理手続の簡便、3) 当事者・証人の呼出方式の簡便、4) 裁判官独任制を実施、5) 審理手続の簡便、6) 挙証期限および事件の審理期限が短い、7) 判決が迅速・簡便等の点である。

以上のように、簡易手続（および少額訴訟手続）の適用場面は、通常手続において保障される当事者の訴訟上の権利を一定程度制限することを通じて当事者および人民法院の便宜・効率等の獲得を目指すものであり、訴訟経済等のメリットと双方当事者の手続権保障の後退とが併存している。それゆえ、まず簡易手続（および少額訴訟手続）自体が最低限度の手続的公正さの保障、すなわち双方当事者の手続参加権を平等に保障することが必須不可欠であり<sup>4)</sup>、さらに簡易手続を適用できる事件はその性質上迅速処理に適し、当事者の実体的権利保障に対す

---

3) 张卫平『民事诉讼法〔第4版〕』（法律出版社・2016年）327頁、全国人民代表大会常务委员会法制工作委员会民法室編『中华人民共和国民事诉讼法解读〔2012年最新修订版〕』（中国法制出版社・2012年）426～427頁参照。

る影響の大きくないことが要求される<sup>5)</sup>。

## 第二節 簡易手続の適用

### 一 簡易手続を適用する事件

簡易手続を適用する人民法院は、基層人民法院およびその派出法廷である（中国民訴157条）。この点、現行法の四級二審終審制により、基層人民法院から最高人民法院のそれぞれが第一審民事事件を審理することは可能であるが、中級以上の人民法院が審理する民事事件は、その性質上複雑で、訴訟物価額もより高額であり、当事者の權益に対する影響が相対的に大きい。よって、中級以上の人民法院が審理する第一審民事事件を簡易手続によって審理することは当事者權益保障の点において妥当でなく、中国民訴157条1項が基層人民法院およびその派出法廷の審理する簡単な民事事件に簡易手続適用を限定するのは、かかる趣旨に基づく<sup>6)</sup>。

簡易手続を適用する事件は、「簡単な民事事件」および「双方当事者が簡易手続の適用を約定した通常民事事件」である。

1) 「簡単な民事事件」とは、①事实在明らかであり、②権利義務関係が明確であり、③争いが大きくない事件を指す（中国民訴157条1項）。この基準の具体的内容については民訴解釈256条がさらに明確化している（本書巻末資料参照<sup>7)</sup>。

2) 簡易手続の適用範囲を明確に規定することは、簡易手続の適用範囲が不当に拡大するのを防止し、当事者が通常手続により公正な裁判を獲得する権利を保護する上で重要である。かかる観点から民訴解釈257条は簡易手続を適用しない7つの状況を定める（本書巻末資料参照<sup>8)</sup>。

---

4) 江伟・肖建国主編『民事诉讼法〔第7版〕』（中国人民大学出版社・2015年）296頁参照。

5) 赵刚・占善刚・刘学在『民事诉讼法〔第3版〕』（武汉大学出版社・2015年）278頁参照。

6) 赵ほか・前掲注5）278頁参照。

7) 上記①ないし③は、相互に関連しあい、相当に弾力性を有するものだが、「簡単な民事事件」判断の重要な要素であり、要するに事件の審理判断に大きな障害が存在しないことを意味する（法工委編・前掲注3）430頁参照。

8) 江・肖主編・前掲注4）297頁、李浩『民事诉讼法学〔第3版〕』（法律出版社・2016年）223頁参照。